



第5部 実現化方策

第1章 実現化にむけた基本方針

1. 都市計画マスタープランの運用と情報の共有化

1-1 都市計画マスタープランの運用

(1) 総合的な都市づくりの運用指針

都市計画マスタープランの策定においては、「中間市総合計画」をはじめとした上位計画や関連する各種分野の個別計画を踏まえて、都市づくりの方針を定めています。個別計画は、各施設整備を推進するにあたっての現状や問題を詳細に検討し、必要な整備区域、手法及び優先順位等を明確にしたものであり、本マスタープランと比べてより具体的な計画となります。

都市計画マスタープランはこれら個別の計画を網羅し、都市計画の観点から本市の将来像を明確にしたものであることから、今後は都市計画マスタープランで設定した方針を踏まえ、個別計画との整合を図りながら計画の策定や都市づくりを実施していくものとします。

また、都市計画法に基づく都市計画を定めるにあたっては、都市計画マスタープランとの整合を図ることが重要であることから、実施地域の現状や計画の熟度、また個別計画との整合を踏まえ、都市計画の決定・変更を進めます。

(2) 地域づくりの運用指針

都市づくりにおいては、身近な地域で住民主体の取り組みが必要となります。そのため、その実現にむけては、より地域に根ざしたもので、市民の思いを反映した計画が重要となります。

そこで、都市計画マスタープランは、身近な地域における住まい環境の改善や活動の場づくり及び地域ネットワークの創出など、地域のみなさんが都市づくりに主体的に取り組むきっかけを提供し、中間市全体のまちづくりの方向性について統一した意識のもと、各地域が連携し合いながら計画の実現を図る上での指針として活用を図ります。

1-2 都市計画マスタープランの周知と情報の共有化

中間市都市計画マスタープランの実現を図るには、上記にあげたように市・地域の都市づくりの方向性を統一することが重要となります。そのためには、都市づくりの主役となる市民・事業者や行政が十分に都市計画マスタープランを理解し、都市づくりに関する情報を共有することが重要です。

このため、行政は都市計画マスタープランの積極的な周知に努めるとともに、市民や事業者等との対話を行い、お互いの理解を深め都市づくりの実現にむけた取り組みを行います。具体的には、広報やホームページ、説明会や勉強会などによって、情報の公開・意見収集を行います。

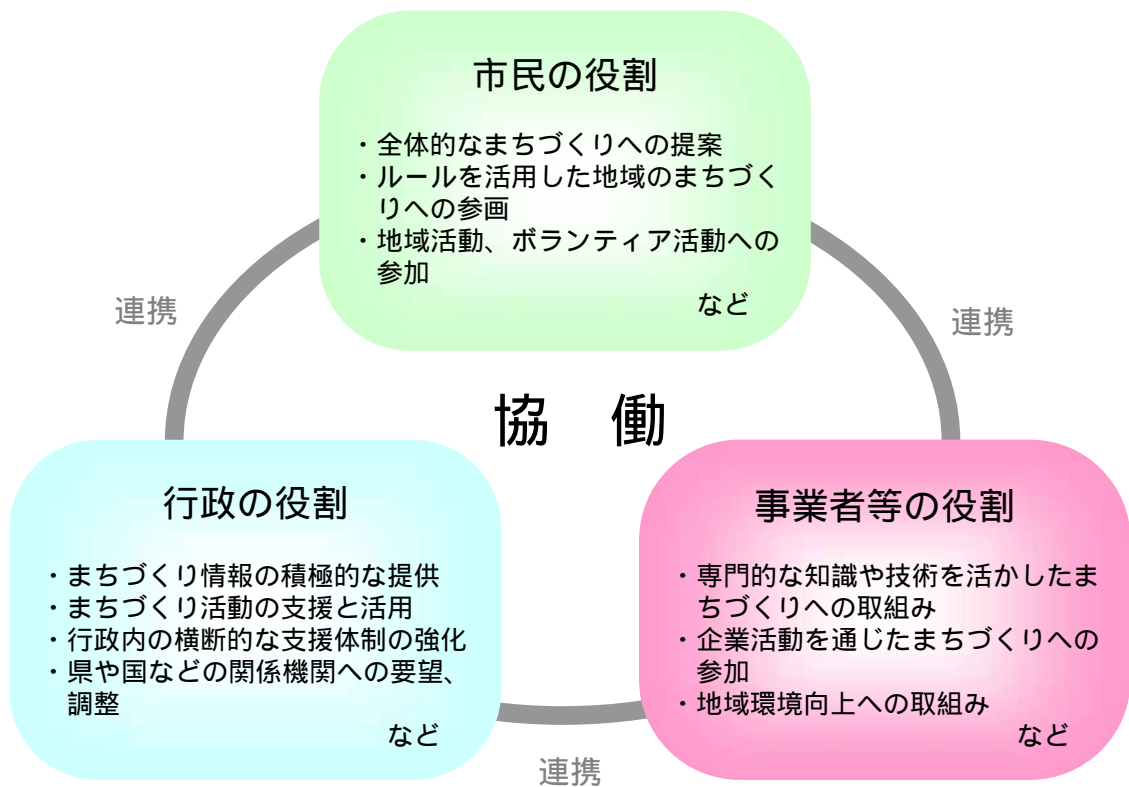
2. 協働のまちづくり

都市は公共や民間の区別なく、様々な要素が一体となって形成されており、道路や公園等の公共施設の整備だけでなく、市民・事業者の都市活動や緑・景観などがまちの姿に大きく関わっています。そのためまちづくりにおいては、市民の皆さんの活動そのものが重要な役割を担っています。

中間市都市計画マスタープランにおいても、総合計画に掲げる“市民との協働・交流による開かれたまちづくり”に加え、都市づくりの基本目標においても“人づくり”による人的交流の促進を位置づけており、都市づくりの実現には、市民、事業者、行政の協働により進めることが重要です。

このため、各施策実施においては、計画段階から市民や各種団体等の参画を進めるとともに、維持・管理段階における市民等の積極的な参加を支援します。

【協働のまちづくりのイメージ】



3 . 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランはその策定効果が目にみえづらいものです。このため、継続的な都市づくりの実施及び進行管理のあり方にむけた推進体制について整理します。

3 - 1 庁内推進体制の位置づけ

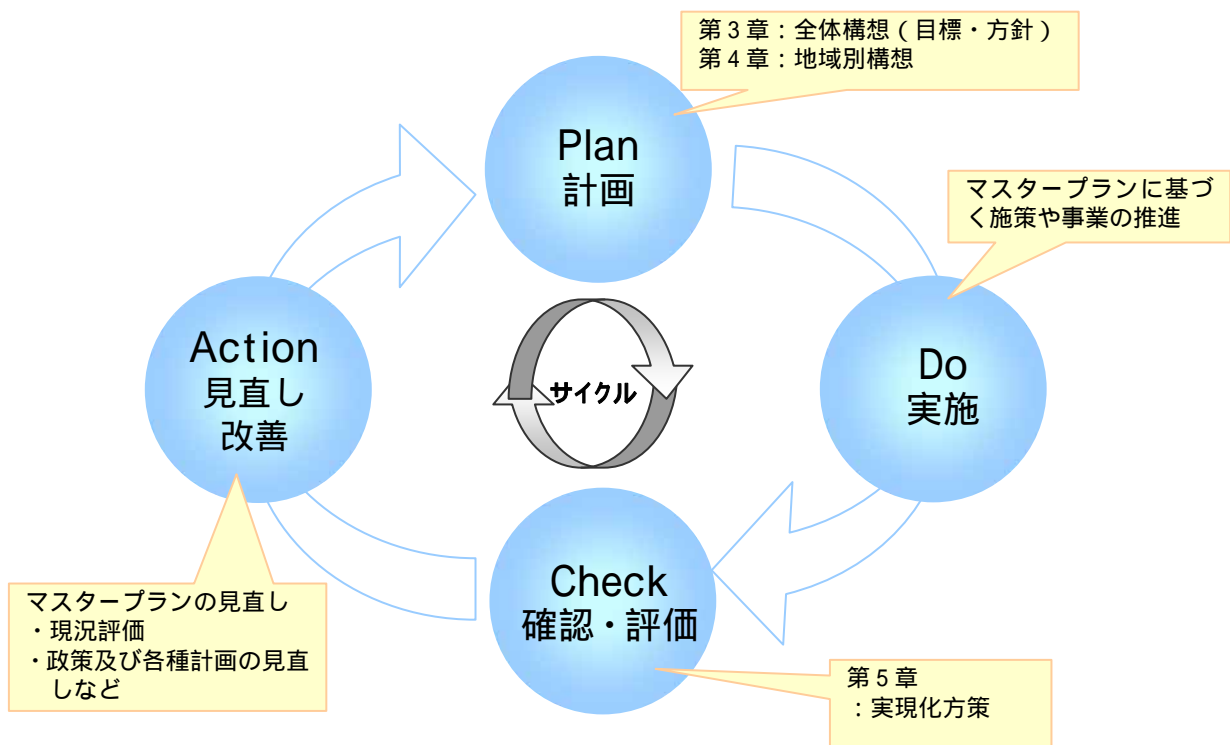
都市計画マスタープランに沿った都市づくりを展開していくため、都市計画マスタープランの周知を図ります。更に、地域レベルの計画や個別基本計画等による事業展開について、都市計画マスタープランとの整合を図り、都市づくり全体の進捗状況を把握するなど、都市計画マスタープランの進行管理を行うため、庁内の関係機関によるワーキンググループ等の開催を検討します。

3 - 2 都市計画マスタープランの見直し

都市づくりの実現性の確保として位置づけた各種事業内容の見直しや、策定結果等については、計画書へ位置づけ今後の展開や課題について見直すことが考えられます。特に、中間市都市計画マスタープランは目標期間が15年であり、その間の社会経済の変化に柔軟に対応しながら着実な実現を図る必要があります。

そこで、概ね5年ごとにその達成状況について評価検討し、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを行い、計画の管理・評価を進めます。

【都市計画マスタープラン進行管理のイメージ】



第2章 実現化方策

1. 整備の推進体制

中間市都市計画マスタープランに位置づける都市づくりの実現にむけては、第1章にあげる「実現化にむけた基本方針」に基づき、計画の周知を行い市民・事業者・行政の都市づくりの意思統一を図ることで協働のまちづくりを進めます。なお、その実施にむけては、各種制度等を活用するとともに、市民主体の都市づくりをサポートする環境整備を図ります。

(1) 広報活動と情報発信

まちづくりについての理解を広めるために、インターネット等の情報通信技術の活用やパンフレットの配布、広報誌の活用、また学校教育や社会教育を通して、まちづくりに関する情報の共有化など広報活動の充実を図ります。

また、まちづくり活動の状況や成果を市民にPRするなど、情報提供や意見交換の場を設けるなどの機会を充実させ、市民のまちづくりに対する機運を醸成します。

(2) 市民主体の活動支援

市民やNPOなどが自主的に行っているまちづくり活動を支援し、更に活力あるものとなるよう努めます。また、具体的なまちづくりを進めていくうえでは、専門的な知識も必要となることから、まちづくりに関する専門家やアドバイザーなどの人材を派遣するなど、住民主体のまちづくりを支援します。

(3) 各種制度・手法の活用

国や県の都市計画等に関する制度や規制誘導方策、都市計画事業等の積極的な活用を図るとともに、これを補完する条例等、市独自の手法の検討も進め、市民主体のまちづくりにむけたサポートを実施します。

また、まちづくりの機運が高まった地域には、都市計画提案制度の活用、地区計画制度の導入やまちづくり協定等の締結を進め、地区の住民が定めた一定のルールに基づく主体的なまちづくりを支援します。

2. 整備プログラム

実現化にむけた基本方針を踏まえつつ、全体構想や地域別構想で掲げた都市づくりの実現にむけて、実施施策や事業を整備プログラムと位置づけ、計画期間における取組みと実現を目指していきます。

ただし、整備プログラムに掲げる各種施策内容については、実現化の基本方針に掲げるように、市民や事業者との協働、計画の進行管理を踏まえながら、適宜精査を行い、見直し等を進めます。

(1) 土地利用・市街地整備

都市づくりの方針概要	整備内容
関係機関との協議・調整を踏まえた適正な土地利用の規制・誘導	垣生地区の市街化区域編入・用途地域指定の検討 (仮)五楽北部工業団地地区の市街化区域編入・用途地域指定の検討 虫生津工業団地西側の市街化区域編入・用途地域指定の検討 ポタ山周辺地区の市街化区域編入・用途地域指定の検討 JR 中間駅周辺、市役所周辺における用途地域の変更検討 都市計画道路計画区域沿道における用途地域の変更検討
地区特性等に応じた計画的な土地利用の推進	良好な住環境を形成する地区において地区計画や協定による環境の維持・形成 密集市街地の整備改善の検討 (仮)五楽北部工業団地の整備・検討
計画的な市街地の誘導及び中間市の新たな賑わい創出にむけた拠点性の創出	垣生地区の面整備及び土地利用規制手法の検討 (仮)中間水巻線(ポタ山)沿道を含めたポタ山周辺開発の検討 岩瀬北部地区、五反田地区における計画的な市街地開発の検討 中心地再生にむけた計画書の検討 垣生公園周辺を一体とした緑の拠点整備 (仮)中間西部地区活性化計画に基づく、垣生公園を生かした賑わいの創出

(2) 道路・交通整備

都市づくりの方針概要	整備内容
<p>周辺地域との交流及び都市内の円滑な交通処理にむけた体系的な道路ネットワークの整備</p>	<p>都市計画道路の整備・見直し検討 (都)犬王古月線の4車線化の検討 (都)御館通谷線の整備検討 西部地区新規工業団地計画推進にむけた(市)二夕股東中牟田線の整備 遠賀～中間～鞍手(新規IC)を結ぶ、(仮)中間遠賀線、(仮)中間鞍手線の検討 岩瀬北東部の活性化にむけた(都)塘ノ内砂山線の整備(跨線橋整備) (仮)中間水巻線(ボタ山)等の検討 (市)御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス等の整備 狭あい道路の改善検討</p>
<p>誰もが移動しやすい都市づくりにむけた、公共交通の利便性向上及び人にやさしい交通環境の整備</p>	<p>鉄道駅へのアクセス路線の充実にむけたバス路線の検討・協議 バス路線の維持、利用の促進にむけた施策・支援の充実 通谷駅周辺の道路改良の検討 JR 中間駅舎のバリアフリー化、JR 中間駅周辺の整備</p>

(3) その他都市環境整備

都市づくりの方針概要	整備内容
<p>水とみどりを「守り」、「育み(増やし)」、「活用する」</p>	<p>垣生公園周辺を一体とした緑の拠点整備 (仮)中間西部地区活性化計画に基づく、垣生公園を生かした賑わいの創出 関係機関との調整による、生物の生育・生息環境の保全及び市民のレクリエーション機能の創出にむけた中島整備の検討 遠賀川沿いの親水公園の整備 散策・周遊ルート及び主要な道路沿道における緑化の推進 農振法、景観法等の活用による農地、緑地の保全 誘致圏・地域状況を踏まえた、街区公園の整備 児童遊園地の街区公園としての位置づけ及び改善整備</p>
<p>快適な暮らしを支える上下水道整備の推進</p>	<p>「公共下水道基本構想」等に基づく、公共下水道事業の実施 中鶴処理、曙処理地区の維持管理 西部浄水場の改修検討</p>

都市づくりの方針概要	整備内容
自然・歴史景観の創出と都市景観の創出及び実施にむけた協働による景観づくりの推進	遠賀川・中島の自然景観の保全 地区計画や各種協定による緑あふれる住環境景観の創出
安全・安心・快適なまちづくりの推進	公共施設の耐震化 ふくおかコミュニティ無線など情報基盤の整備・改善 防災訓練及び啓発活動の実施 防災組織活動支援 街路灯・カーブミラー等交通安全施設の整備・改善